

○浜田市し尿くみ取り料金補助金交付要綱

平成18年8月11日告示第120号

(目的)

第1条 この告示は、自然災害により家屋に被害を受けた者に対して、し尿のくみ取りに要する費用を補助することにより、その経済的負担の軽減を図るとともに、環境衛生の保持に資することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則(平成17年浜田市規則第56号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、市内に住所を有する者又は市内に所在する法人その他の団体であつて、自然災害により、管理する便槽に雨水等が流入したと認められるものとする。

(補助金額等)

第3条 補助金の額は、し尿のくみ取りに要する費用相当額とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、し尿くみ取り料金補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) し尿くみ取りに係る領収書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、し尿くみ取り料金補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年8月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年3月15日告示第35号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
電話番号

し尿くみ取り料金補助金交付申請書兼請求書

し尿くみ取り料金補助金の交付を受けたいので、下記のとおり浜田市し尿くみ取り料金補助金交付要綱第 4 条の規定により申請します。

市長が浜田市し尿くみ取り料金補助金交付要綱第 5 条の規定により補助金の交付を決定したときは、下記のとおり補助金を請求し、その交付については指定する口座への振替を希望します。

記

- 1 対象家屋所在地 浜田市 町 番地
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 くみ取り日 年 月 日
- 4 くみ取り量 リットル
- 5 指定口座

金融機関名							
同店舗名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店						
預金種目	1 普通	2 当座	3 その他（	）			
口座番号							
口座名義人	フリガナ						

- 6 添付書類
 - (1) し尿くみ取りに係る領収書の写し
 - (2) その他

様式第 2 号(第 5 条関係)

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長



し尿くみ取り料金補助金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありましたし尿くみ取り料金補助金の交付については、下記のとおり決定(却下)しましたので、浜田市し尿くみ取り料金補助金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

記

1 交付金額 円

2 交付条件

(却下理由)